

大都市郊外における農村集落整備の方向づけ

Toward New Policies for Rural Community Development in Metropolitan Suburbs

小池 聡

KOIKE, Satoshi

1 はじめに

本報は、次の3点（地域計画や農村政策上の課題）を背景として、標記の問題につき、事例調査に基づく総合的な検討を行うものである。

- (1) 郊外での土地利用調整：都市圏全体で人口が減少する中、郊外では依然として一定の宅地需要が存在し、スプロールへの計画的対応が必要である。
- (2) 環境文化面からの地域活性化：農村環境文化を活かした実践コミュニティが求められている。このことは、ふるさと水と土保全対策から多面的機能支払交付金に至る（「環境むらづくり」とも称すべき）施策の流れにみて取れる。
- (3) 都市農業振興への市民の関わり：農地の保全・管理を担う主体として市民を位置づける仕組みづくりが必要である。市民農の制度化に関しては、一定の栽培経験や研修を条件に3aから利用権設定できる「準農家」を創設する（大阪府）といったうごきが出始めている。

2 事例地域

調査対象は、名古屋都市圏に位置する“環境文化都市”，岐阜県可児市である。

同市では、70年代から本格的に郊外化が進み、80年代には住宅団地住民と農家との交流が活発化し、市は「農業とみどりの連帯社会」をまちづくりのスローガンとして掲げた。しかしその後、市内にJAの大型直売所ができたものの、農のあるまちづくりの点で目立ったうごきはない。農業は自給中心で、零細兼業農家が大半を占める（2015年の自給的農家率は59.8%で、戸当たり耕地面積は0.56ha）。

3 調査の方法

- (1) 農村集落の人口動向等の統計分析，スプロール発生状況確認の現地踏査
- (2) 市街化の状況や地理的分布に配慮してサンプル集落を選び，精通者インタビュー
- (3) (2)の調査結果から，混住化が進む中で環境むらづくりへのポテンシャルが高い集落を一つ選び，農地利用状況に係る現地踏査と市民農インタビュー。

なお、サンプル集落は12選定した（市全体の「農業集落」の約1/6）。立地特性別の集落数は、1)市街地内：1，2)市街地（大規模住宅団地）隣接：4，3)平地水田型：2，4)里山型：5である。

4 調査の結果

- (1) 農村集落における開発動向

名城大学都市情報学部, Faculty of Urban Science, Meijo Univ., キーワード：集落計画，農村振興

農村集落の人口は、一部に過疎的な状況もみられるが、おおむね安定もしくは増加傾向にある。これは、農地が散在する（市全体の約 1/3 の「農業集落」を含む）旧市街（用途地域）を中心にかかる宅地開発圧力が波及したものである。

(2) 混住化と農村環境文化

混住化の点で、集落は次の 3 つの類型に分けられる。

1)分家等による「内部非農家」型、2)新来世帯が個別に既存の組に入った「個別組入」型、3)比較的小規模な住宅団地建設により自治会内に新しい組ができた、あるいはスプロール開発に伴い自治会非所属世帯が集落周辺に多数転入している「新組設立／混在」型、である。

そのように混住化が進展した今でも、神社に奉納する伝統芸能の継承だけでなく、農業を軸とした日常生活の中で季節の節目ごとに行われてきた「お日待ち」（組の懇親会）や月例の寄合い（念仏講等）、また市主催の活動とは別に集落で自主的に行われるミチナオシなど、農村の多様な環境文化が集落住民の参加によって継続している。

(3) 集落農地への市民の関わり

事例集落における市民の農地との関わりには、次の 3 タイプがある。1)一般の市民農園の利用、2)事業として農業参入（大型機械を使い水田作業受託を行う）、そして 3)余暇的な仕事として農地に関わる市民農である。3)の農地は地元住民の自給畑と混在する形で数ヶ所にまとまっている。もし、市民による農地利用（管理）が行われなくなると、集落の耕作放棄地率は、1 割程度は上昇する可能性がある。

5 考察

大都市郊外の農村集落では、依然として散漫な開発が進んでいる。これを、コミュニティ維持・向上の観点から「漸進的成長」に転換していくべきである。具体的には、ほ場整備により創設された集落拡張用地が、その後、菜園活動のための交流ゾーンとして活かされた例（滋賀県東近江市横山）がある。そうした「コモンズ」的土地利用の計画手法（例えば、簡易なほ場整備に伴う換地による創設）を検討する必要がある。

環境むらづくりへの市民農の参加に関しては、ニュータウン住民を主体とする環境 NPO が、地元農家を巻き込んで協議会を組織し、農林地管理を含めて集落の「エコミュージアム」的整備を進めている千葉県白井市平塚地区の例が参考となろう。そうした活動を積極的に評価し、ポテンシャルの高い郊外農村集落において定着・普及させていくことが重要である。

6 結び

郊外農村集落を対象とする計画制度として、80 年代に制定された集落地域整備法がある。この法律の精神には、新規住民を取り込んだコミュニティ形成の理念があった。農村環境文化の継続と市民農をめぐる新たなうごきは、この理念に現実的な基礎を与える。そうした基礎の上で、漸進的な集落地域整備を、簡易なほ場整備や地区計画制度を活用し、土地利用調整を軸に図るべき時期にきている。